**資料編**

## **１　障害者手帳所持者数**

（１）身体障害者手帳所持者の状況

本市における身体障害者手帳所持者数は、平成26年度から横ばい傾向となっており、令和元年度では22,622人となっています。

年齢別にみると、令和元年度で18歳以上が22,274人と総数の98.5％を占めています。18歳未満については348人で総数の1.5％となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

（人）



■身体障害者手帳所持者年齢構成比の推移



資料：各年度３月末現在

障害の種類別にみると、各年度とも「肢体不自由」が多く、令和元年度で12,177人と総数の53.8％を占めています。

その他では、令和元年度は「内部障害」が6,927人、「聴覚・平衡機能障害」が1,767人、「視覚障害」が1,448人、「音声・言語障害」が303人となっています。障害の種類別構成比をみると、「内部障害」については平成26年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度では30.6％となっています。

■身体障害者の障害種類

（人）



■身体障害者の障害の種類別構成比



資料：各年度３月末現在

障害の等級別にみると、各年度とも「１級」が多く、令和元年度で6,831人と総数の30.2％を占めています。平成26年度から令和元年度にかけて、「６級」は増加傾向にあります。

■身体障害者の等級

（人）



■身体障害者の等級別構成比



資料：各年度３月末現在

（２）療育手帳所持者の状況

本市における療育手帳所持者数は、平成26年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度では5,293人と平成26年度より1,053人増加しています。

年齢別にみると、令和元年度で18歳以上が3,550人と総数の67.1％を占めています。18歳未満については1,743人で総数の32.9％となっています。

■療育手帳の所持者数

（人）



■療育手帳の年齢別構成比



資料：各年度３月末現在

判定別にみると、いずれの判定も平成26年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度では「重度Ａ」が1,879人、「中度Ｂ１」が1,300人、「軽度Ｂ２」が2,114人となっています。判定別構成比をみると、「軽度Ｂ２」は増加傾向にあります。

■療育手帳の判定

（人）



■療育手帳の判定別構成比



資料：各年度３月末現在

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度では5,437人と平成26年度より1,531人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳が一般的に認知されてきたことも、手帳所持者が増加している一つの要因であると考えられます。年齢別にみると、令和元年度で18歳以上が5,417人と総数の99.6％を占めています。18歳未満については20人で総数の0.4％となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の所持者数

（人）



■精神障害者保健福祉手帳の年齢別構成比



資料：各年度３月末現在

等級別にみると、いずれの等級も平成26年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度では「１級」が577人、「２級」が2,686人、「３級」が2,174人となっています。等級別構成比をみると、平成26年度以降は特に「３級」が増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳の等級

（人）



■精神障害者保健福祉手帳の等級別構成比



資料：各年度３月末現在

## **２　難病患者の状況**

本市における難病患者数は、平成26年度から令和元年度にかけて増加傾向にあり、令和元年度では4,169人と平成26年度より886人増加しています。

また、疾患別構成比をみると、令和元年度で「特定疾患」が3,707人と総数の88.9％を占めています。「小児慢性特定疾患」については462人で総数の11.1％となっています。

■難病患者数

（人）



■難病患者の疾患別構成比



資料：各年度３月末現在

## **３　障害のある人にかかる現状**

（１）アンケート調査の概要

この調査は、令和３年度からの本市障害者計画の改定のための基礎資料とするほか、今後の障害者施策を進めるにあたっての参考資料とするため、市内在住の障害のある人を対象に、普段の生活の様子や福祉サービスの利用状況等について、調査を実施しました。

≪調査対象者≫

令和元年12月31日現在において、本市の身体障害者手帳所持者・難病患者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者等のうち、手帳所持者※１については、幅広い年齢層からの回答を得るため、障害種別や年齢層ごとの人数割合を設定したうえで、全対象者からの無作為抽出を行いました。また、難病患者については、関係団体に協力を依頼しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 身体障害のある人 | 18歳以上の身体障害者手帳所持者 | 3,000人 |
| 難病の人 | 18歳以上の難病患者 | 80人 |
| 知的障害のある人 | 18歳以上の療育手帳所持者 | 1,350人 |
| 精神障害のある人 | 18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 | 1,900人 |
| 障害のある子ども | 18歳未満の障害者手帳所持者 | 1,170人 |
| 18歳未満の障害児通所支援等のサービス利用者※２ |
| 合　計 | 7,500人 |

※１：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称を「障害者手帳」と表記している。

※２：18歳未満の障害児通所支援等のサービス利用者は、障害者手帳の未所持の人を対象としている。

≪調査期間≫

令和２年２月13日（木）～ 令和２年２月28日（金）

≪回収数・回収率≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査数（配布数） | 回収数 | 有効回収率 |
| 7,500 | 2,899 | 38.6％ |

（２）アンケート調査の結果

調査結果については、代表的な設問の結果を第３章「障害者施策の推進（障害者計画）」の各基本施策に掲載しています。

その他の結果は、「尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査結果報告書（令和２年３月）」を市のホームページに掲載しているので、そちらをご覧ください。

【ホームページＵＲＬ】

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si\_kangae/si\_keikaku/042syogaikeikaku/1022568.html

## **４　関係条例等**

（１）尼崎市民の福祉に関する条例

昭和58年３月31日

条例第９号

改正　平成14年３月１日条例第１号

平成20年12月25日条例第37号

平成25年３月７日条例第18号

目次

前文

第１章　総則（第１条―第５条）

第２章　市民生活の基盤の確立（第６条―第10条）

第３章　市民生活と福祉活動（第11条―第14条）

第４章　福祉推進体制（第15条―第17条）

第５章　雑則（第18条）

付則

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

第１章　総則

（この条例の目的）

第１条　この条例は、市民福祉の基本目標並びに市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民の役割と責務とを明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となるべき事項を定め、もつて市民福祉の増進を図ることを目的とする。

（市民福祉の基本目標）

第２条　市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第３条　すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

２　すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

３　すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。

４　すべて市民は、青壮年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。

５　すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第４条　市は、前２条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。

２　事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たつては、市民福祉の向上に努めなければならない。

３　市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

（国及び県に対する要請）

第５条　市は、常に市民の生活実態の把握に努め、その安定が損なわれることのないように、社会保障制度、雇用政策等市民の生活にかかわる国又は県の制度又は施策について、必要に応じ、その改善及び充実を要請するものとする。

第２章　市民生活の基盤の確立

（健康づくり）

第６条　市民の健康は、自らの健康に対する自覚をもとにして、地域保健に関する体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、増進されなければならない。

２　市民は、自らの健康の保持及び増進並びに疾病の予防及び早期回復に努めなければならない。

３　市長は、関係機関と連携して、市民の健康づくりについて、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 地域保健体制の計画的な整備に関すること。

(2) 健康教育の実施に関すること。

(3) 救急医療体制の整備に関すること。

(4) スポーツ活動等の奨励に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりについて必要と認められること。

（生涯教育）

第７条　市民は、自立の気風を養うとともに、人格の完成をめざし、生涯にわたり、自ら学習と自己啓発に努めなければならない。

２　市長及び教育委員会は、市民の生涯教育について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 市民が学習し、かつ、その成果を発表できる施設の整備に関すること。

(2) 自主的な教育活動の啓発に関すること。

(3) 地域社会における指導者の養成に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民の生涯教育について必要と認められること。

（住生活）

第８条　市民は、適正な負担により、快適な住生活が確保されなければならない。

２　市長は、関係機関と協力して、市民の快適な住生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 公的住宅の整備に関すること。

(2) 住環境の整備に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市民の快適な住生活の確保について必要と認められること。

（勤労生活）

第９条　市民は、自らの能力の開発と発揮をもとにして、就労の機会が確保され、勤労等その主体的努力により、生活の安定と向上に努めなければならない。

２　市長は、関係機関と協力して、市民の就労の機会の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 産業の振興等雇用の拡大に関すること。

(2) 職業訓練、雇用の促進等雇用環境の整備に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市民の就労の機会の確保について必要と認められること。

（消費生活）

第10条　市民は、消費生活についての知識を深め、自ら安全で合理的な消費生活を確保するように努めなければならない。

２　市長は、市民の安全で合理的な消費生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 消費生活の相談、指導及び啓発に関すること。

(2) 消費生活の実態調査及び資料収集に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市民の安全で合理的な消費生活の確保について必要と認められること。

第３章　市民生活と福祉活動

（家庭生活）

第11条　市民は、家族員による相互の扶助と家庭機能を尊重することにより、良好な家庭生活の維持、向上に努めなければならない。

２　市長又は教育委員会は、市民が良好な家庭生活を維持するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) 育児相談等児童の健全な育成に関すること。

(2) 寝たきり老人又は心身に障害のある者の在宅する家庭、母子家庭、父子家庭等に対する援護に関すること。

(3) 家庭福祉に必要な情報の提供に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民が良好な家庭生活を維持するため必要と認められること。

（地域生活）

第12条　市民は、地域社会の一員であることを自覚し、地域生活を通じて、相互の理解を深め、その役割を分担することにより、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

２　市長及び教育委員会は、良好な地域社会を形成するため、地域福祉の拠点となる市民施設の整備その他必要な施策を行うものとする。

（福祉活動）

第13条　市民は、市民福祉を理解し、福祉活動を実践するための福祉教育を通じて、福祉意識の高揚に努めるとともに、近隣、地域、職域等の地域生活を通じて、福祉活動に努めなければならない。

２　市長及び教育委員会は、市民の福祉活動の促進を図るため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

(1) コミユニテイ活動及びボランテイア活動の育成に関すること。

(2) 福祉教育に関すること。

(3) 福祉活動に必要な情報の提供等に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉活動の促進を図るため必要と認められること。

第14条　文化、スポーツ、レクリエーシヨン等の活動を行うことができる施設(以下「施設」という。)の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)は、市民福祉の向上のため、施設を市民の利用に供するように努めるものとする。

２　市長は、設置者等から、施設を市民の利用に供する旨の申出があつた場合は、必要に応じ、施設を市民の利用に供するものとする。

第４章　福祉推進体制

（福祉施策基本方針の策定等）

第15条　市長は、経済的、社会的及び文化的条件を配慮し、市民福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「福祉施策基本方針」という。)を定めなければならない。

２　市長は、福祉施策基本方針を定めたときは、その概要を公表するものとする。

（尼崎市社会保障審議会）

第16条　別に定めるものを除くほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第７条第１項に規定する事項その他市民の社会保障及び社会福祉に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市社会保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

２　審議会は、委員35人以内で組織する。

３　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 社会福祉事業に従事する者

(4) 市民の代表者

４　委員の任期は、３年とする。ただし、再任することを妨げない。

５　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例37・平25条例18・一部改正)

（市民福祉振興基金）

第17条　市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、尼崎市民福祉振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

２　基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 市民等が基金への積立てを指定した寄付金額

(2) 市の積立金額

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める寄付金額

３　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民福祉の向上を目的とする事業を推進するための経費に充てる。

４　前項の目的に支出してなお剰余金があるときは、これを基金に編入することができる。

５　基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

６　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

７　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(平14条例1・一部改正)

第５章　雑則

（委任）

第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

（尼崎市社会保障審議会条例の廃止）

２　尼崎市社会保障審議会条例(昭和30年尼崎市条例第25号)は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際、現に尼崎市社会保障審議会条例第２条第２項の規定に基づき委嘱されている委員は、この条例第16条第３項の規定により委嘱されたものとみなす。

付　則（平成14年３月１日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成20年12月25日条例第37号）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例等の廃止）

２　次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第45号)

(2) 尼崎市障害者福祉等推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第47号)

(3) 尼崎市児童環境づくり推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第48号)

（委員の任期の特例）

３　この条例の公布の際現にこの条例による改正前の尼崎市民の福祉に関する条例第16条第３項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会の委員の任期は、その委嘱の期間にかかわらず、平成21年３月31日までとする。

付　則(平成25年３月７日条例第18号)抄

(施行期日)

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（２）尼崎市社会保障審議会規則

平成21年３月26日

規則第17号

改正　平成25年３月27日規則第７号

平成26年３月31日規則第13号

平成27年３月31日規則第18号

尼崎市社会保障審議会規則(昭和58年尼崎市規則第28号)の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第１条　この規則は、尼崎市民の福祉に関する条例(昭和58年尼崎市条例第９号。以下「条例」という。)第16条第６項の規定に基づき、尼崎市社会保障審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第２条　審議会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第３条　審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員の４分の１以上の者から審議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

（会議）

第４条　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門分科会）

第５条　社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条の規定により審議会に置かれる専門分科会は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 地域福祉専門分科会　地域福祉の推進に関する事項

(2) 障害者福祉等専門分科会　障害者の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者保健福祉専門分科会　高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項

２　専門分科会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第２条第１項の規定によるほか、委員長が指名する委員で組織する。

３　前項の委員のほか、専門分科会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、法第９条第１項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)として、専門委員を置くことができる。

４　専門分科会に会長及び副会長を置く。

５　審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする。

６　第２条第２項から第４項まで、第３条第１項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、第２条第２項及び前条中「委員の」とあるのは、「当該専門分科会に属する委員(専門委員を含む。)の」と読み替えるものとする。

(平25規則７・平26規則13・平27規則18・一部改正)

（審査部会）

第６条　令第３条第１項の規定により、障害者福祉等専門分科会に審査部会を置く。

２　審査部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、専門委員を置くことができる。

３　審査部会に、部会長及び副部会長を置き、当該審査部会に属する委員(専門委員を含む。)のうちから、部会長は障害者福祉等専門分科会の会長が、副部会長は部会長が指名する。

４　第２条第３項及び第４項、第３条第１項、第４条第２項並びに前条第５項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第４条第２項中「委員の」とあるのは、「審査部会に属する委員(専門委員を含む。)の」と読み替えるものとする。

(平26規則13・一部改正)

（地域包括支援センター運営部会）

第７条　介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第１号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として、高齢者保健福祉専門分科会(以下「高齢者分科会」という。)に地域包括支援センター運営部会(以下「センター運営部会」という。)を置く。

２　センター運営部会は、高齢者分科会の会長が指名する高齢者分科会に属する委員(第５条第３項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。)で組織する。

３　第２条第３項及び第４項、第３条第１項、第４条、第５条第５項並びに前条第２項及び第３項の規定は、センター運営部会について準用する。この場合において、第４条中「委員の」とあるのは「センター運営部会に属する委員(専門委員を含む。)の」と、前条第３項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

(平26規則13・追加、平27規則18・旧第6条の2繰下・一部改正)

（地域密着型サービス運営部会）

第８条　介護保険法(平成９年法律第123号)第42条の２第５項、第54条の２第５項、第78条の２第７項、第78条の４第６項、第115条の12第５項及び第115条の14第６項の規定により講じられる必要な措置として、高齢者分科会に地域密着型サービス運営部会(以下「サービス運営部会」という。)を置く。

２　第２条第３項及び第４項、第３条第１項、第４条、第５条第５項、第６条第２項及び第３項並びに前条第２項の規定は、サービス運営部会について準用する。この場合において、第４条中「委員の」とあるのは「サービス運営部会に属する委員(専門委員を含む。)の」と、第６条第３項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

(平26規則13・追加、平27規則18・旧第6条の3繰下)

（部会）

第９条　専門分科会、センター運営部会及びサービス運営部会(以下「専門分科会等」という。)は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会(審査部会、センター運営部会及びサービス運営部会を除く。以下この条及び第12条において同じ。)を置くことができる。

２　部会は、当該部会に係る専門分科会等の会長(以下「専門分科会等会長」という。)が指名する当該専門分科会等の委員(専門委員を含む。第４項において同じ。)で組織する。

３　前項の委員のほか、部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。

４　部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから、部会長は専門分科会等会長が、副部会長は部会長が指名する。

５　第２条第３項及び第４項並びに第３条第１項の規定は、部会について準用する。

(平26規則13・一部改正、平27規則18・旧第7条繰下・一部改正)

（小委員会）

第10条　審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

２　小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。

３　前項の委員のほか、小委員会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。

４　小委員会に座長及び副座長を置き、座長は委員長をもって充て、副座長は小委員会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから委員長が指名する。

５　第２条第３項及び第４項並びに第３条第１項の規定は、小委員会について準用する。

(平27規則18・旧第8条繰下・一部改正)

（専門委員及び特別委員）

第11条　専門委員は、条例第16条第３項各号に掲げる者のうちから、市長が委員長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

２　専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

３　前２項の規定は、特別委員について準用する。

(平27規則18・旧第９条繰下)

（意見の聴取等）

第12条　審議会、専門分科会等、審査部会、部会及び小委員会は、必要があると認めるときは、それぞれその属する委員(専門委員及び特別委員を含む。)以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(平26規則13・一部改正、平27規則18・旧第10条繰下・一部改正)

（委任）

第13条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平27規則18・旧第11条繰下・一部改正)

付　則

（施行期日）

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集される審議会は、第３条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

３　最初に招集される専門分科会は、第５条第６項において準用する第３条第１項の規定にかかわらず、それぞれ、委員長が招集する。

付　則(平成25年３月27日規則第7号)

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

付　則(平成26年３月31日規則第13号)

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際現に尼崎市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(以下「運営協議会要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、この規則による改正後の尼崎市社会保障審議会規則(以下「改正後の規則」という。)第６条の２第１項の規定により置かれた地域包括支援センター運営部会(以下「センター運営部会」という。)とみなす。

３　前項の規定は、この規則の施行の際現に尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱(以下「運営委員会要綱」という。)の規定により置かれている尼崎市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)について準用する。この場合において、同項中「第６条の２第１項」とあるのは「第６条の３第１項」と、「地域包括支援センター運営部会」とあるのは「地域密着型サービス運営部会」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と読み替えるものとする。

４　この規則の施行の際現に運営協議会要綱の規定により運営協議会の委員として委嘱されている者(以下「運営協議会委員」という。)で、尼崎市社会保障審議会規則第５条第１項第３号に掲げる専門分科会(以下「高齢者分科会」という。)の委員(改正後の規則第５条第３項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。以下「高齢者分科会委員」という。)であるものは、センター運営部会の委員として委嘱された者とみなす。

５　運営協議会委員で高齢者分科会委員である者以外のものは、尼崎市社会保障審議会規則第９条第１項の規定によりセンター運営部会の専門委員(改正後の規則第６条の２第３項において準用する尼崎市社会保障審議会規則第６条第２項の規定により置かれた専門委員をいう。)として委嘱された者とみなす。

６　前２項の規定は、この規則の施行の際現に運営委員会要綱の規定により運営委員会の委員に充てられている者について準用する。この場合において、付則第４項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、前項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、「第６条の２第３項」とあるのは「第６条の３第２項」と読み替えるものとする。

付　則(平成27年３月31日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

（３）尼崎市手話言語条例

平成29年12月26日

条例第32号

言語は、人と人との意思疎通に使用されるだけでなく、知識を蓄え、これを伝達し、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩に大きく貢献してきました。また、言語は、人間が個性を形成する上での重要な要素の一つであるため、あらゆる言語が言語として認知され、それを使用し、学び、伝える権利が保障されなければなりません。

手話は、手指や身体の動きと表情を使って表現する視覚言語です。しかし、音声言語とは異なり、かつてろう学校において事実上手話の使用が禁止されていたことや、社会での手話に対する偏見があったことなどから、長年にわたり手話が言語として認められてこなかったという、ろう者にとっては苦難の歴史がありました。

現在の社会においても、いまだ一般に手話と接する機会は少なく、教育現場や災害発生時などの様々な場面において、ろう者が意思疎通を図り、必要な情報を取得することができる環境が十分に整備されているとはいえず、また、手話やろう者に対する理解も深まっているとはいえません。

このような状況の中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、全ての国民が、障害がある人もない人も平等に生活することができる社会の実現を目指すことが求められています。

このため、私たちは、手話が音声言語と同様に重要な役割を担っていることを認識し、手話とろう者に対する理解を深めるための取組を積極的に進めていかなければなりません。

ここに、私たちは、誰もが自らの言語で意思疎通を図り、必要な情報を取得することができることによって安心して暮らすことができるよう、地域で支え合い、お互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（この条例の目的）

第１条　この条例は、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及(以下「手話に対する理解等」という。)の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に対する理解等の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)の基本的事項を定めることにより、促進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者　聴覚に障害があり、手話を言語として使用することにより日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 市民　本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。

(3) 事業者　本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

(4) 市民等　市民及び事業者をいう。

(5) 手話通訳者　手話によりろう者とその他の者との意思疎通を仲介する者をいう。

（基本理念）

第３条　ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

２　手話に対する理解等の促進は、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い、全ての市民等が共生することができる地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、促進施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めなければならない。

２　市民は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めなければならない。

２　事業者は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の策定等）

第７条　市は、促進施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 手話及びろう者に対する理解が深められ、並びに手話を普及させるための施策

(2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会を拡大するための施策

(3) 手話通訳者の確保及び養成のための施策

(4) その他市長が必要と認める施策

２　市長は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第３項の規定により策定する計画(市における障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)において、当該施策に関する事項を定めるものとする。

３　市長は、第1項各号に掲げる施策の実施の状況等について、次の各号に掲げる者の意見を聴くものとする。

(1) 学識経験者

(2) ろう者

(3) 手話通訳者

(4) 市民(ろう者を除く。)又は事業者の代表者

(5) その他市長が必要と認める者

（手話及びろう者に対する理解を深めるための機会の確保等）

第８条　市は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会を実施すること等により、手話及びろう者に対する理解を深めるための機会を確保するよう努めるものとする。

２　市は、市職員が手話及びろう者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

（手話を使用した情報発信）

第９条　市は、手話を使用して市政に関する情報を発信するよう努めるものとする。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（４）尼崎市障害者福祉施策推進会議設置要綱

（設置）

第１条　本市の障害者福祉施策に関する基本方針の樹立と関係施策の推進について、関係局部・課（室・事業所を含む）相互の連絡調整、情報・意見の交換等必要な事項を協議するため、尼崎市障害者福祉施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　推進会議の委員は、別表に定める職又はこれに相当する職務を行う者を充てる。

２　会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

（会長）

第３条　会長は、障害福祉担当部長、副会長は、障害福祉政策担当課長をもって充てる。

２　会長は、推進会議を代表し会務を掌理する。

３　会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（召集）

第４条　推進会議は、会長が招集する。

（会議）

第５条　推進会議は、必要に応じて開催する。

（専門委員会）

第６条　会長が特に必要と認めるときは、専門委員会を設置することができる。

２　専門委員会は、推進会議委員の中から会長が指名するものをもって組織する。

３　専門委員会の委員長は、副会長をもって充てる。

４　専門委員会は、必要に応じて開催する。

５　専門委員会は、委員長が召集する。

６　委員長が特に必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

（意見の聴取等）

第７条　会長及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めて、意見を聴取するほか、必要な資料の提供を求めることができる。

（事務局）

第８条　推進会議の事務局は、健康福祉局障害福祉担当障害福祉課、障害福祉政策担当、北部障害者支援課、南部障害者支援課及び保健部疾病対策課に置く。

（運営の細目）

第９条　この要綱に定めるもののほか推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

付　則

　この要綱は、昭和50年７月１日から実施する。

昭和53年４月25日改正

昭和55年６月１日改正

平成５年６月25日改正

平成７年９月４日改正

平成20年８月26日改正

平成21年５月20日改正

平成24年４月16日改正

平成26年５月28日改正

平成27年４月１日改正

平成29年１月26日改正

平成29年４月１日改正

平成30年１月４日改正

平成30年４月２日改正

平成31年４月１日改正

令和２年４月１日改正

別　表　　尼崎市障害福祉施策推進会議委員

【事務局：障害福祉課、障害福祉政策担当、北部障害者支援課、南部障害者支援課、

　　　　　疾病対策課】

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 所属役職名 |
| 会長 | 障害福祉担当部長 |
| 副会長 | 障害福祉政策担当課長 |
| 委員 | 危機管理安全局企画管理課長 |
| 委員 | 政策推進課長 |
| 委員 | 広報課長 |
| 委員 | 生涯、学習！推進課長 |
| 委員 | ダイバーシティ推進課長 |
| 委員 | 能力開発支援担当課長 |
| 委員 | 福祉課長 |
| 委員 | 法人指導課長 |
| 委員 | 高齢介護課長 |
| 委員 | 北部福祉相談支援課長 |
| 委員 | 健康増進課長 |
| 委員 | 発達相談支援課長 |
| 委員 | 保育運営課長 |
| 委員 | しごと支援課長 |
| 委員 | 住宅政策課長 |
| 委員 | 特別支援教育担当課長 |
| 委員 | 学び支援課長 |
| 委員 | スポーツ推進課長 |

## **５　尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会委員名簿**

（敬称略・50音順）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 役職名等 | 所属部会 |
| 第１ | 第２ | 第３ |
| 専門委員 |  | 井　上　　三枝子 | 尼崎市心身障害児（者）父母連合会会長 | 〇 |  |  |
| 特別委員 |  | 岩　本　　吉　正 | 尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事 |  |  | 〇 |
| 専門委員 |  | 上　松　　圭　三 | 尼崎市社会福祉協議会理事 |  |  | 〇 |
| 委　　員 |  | 蛭　子　　秀　一 | 尼崎市議会議員 | 〇 |  |  |
| 専門委員 |  | 岡　﨑　　正　樹 | 尼崎市身体障害者連盟福祉協会副理事長 | 〇 |  |  |
| 特別委員 |  | 面　家　　真由美 | 尼崎市心身障害児（者）父母連合会理事 |  | 〇 |  |
| 委　　員 |  | 柏　原　　敏　昭 | 社会福祉法人福成会所長 |  | 〇 |  |
| 委　　員 | ● | 狩　俣　　正　雄 | 滋慶医療科学大学院大学教授 |  | ◎ |  |
| 専門委員 |  | 河　上　　紀　子 | あまかれん（尼崎市精神福祉家族会連合会）会長 | 〇 |  |  |
| 専門委員 |  | 木　下　　隆　志 | 兵庫県立大学大学院教授 | ◎ |  |  |
| 専門委員 |  | 楠　村　　信　二 | 尼崎市議会議員 |  | 〇 |  |
| 専門委員 |  | 小　山　　昇　孝 | 尼崎市難病団体連絡協議会事務局長 | 〇 |  |  |
| 特別委員 |  | 坂　本　　泰　美 | 尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事 |  |  | 〇 |
| 専門委員 |  | 髙　尾　　絹　代 | 尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事長 | 〇 | 〇 |  |
| 専門委員 |  | 高　橋　　陽 子 | 兵庫県ＬＤ親の会「たつの子」役員 | 〇 | 〇 |  |
| 委　　員 |  | 塚　本　　久　義 | 兵庫県立阪神特別支援学校校長 |  | 〇 |  |
| 特別委員 |  | 鳥　居　　祐　紀 | 尼崎市心身障害児（者）父母連合会理事 |  | 〇 |  |
| 専門委員 |  | 中　川　　豊　子 | 尼崎市民生児童委員協議会連合会本庁地区会長 |  |  | 〇 |
| 専門委員 |  | 広　部　　景　子 | 尼崎市身体障害者連盟福祉協会副理事長 | 〇 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 役職名等 | 所属部会 |
| 第１ | 第２ | 第３ |
| 専門委員 |  | 藤　井　　克　祐 | 尼崎雇用対策協議会専務理事 |  | 〇 |  |
| 専門委員 |  | 真　崎　　一　子 | 尼崎市議会議員 |  |  | 〇 |
| 委　　員 | ○ | 松　岡　　克　尚 | 関西学院大学教授 |  |  | ◎ |
| 特別委員 |  | 松　永　　貴久美 | あまかれん（尼崎市精神福祉家族会連合会）会員 |  | 〇 |  |
| 委　　員 |  | 南　林　　繁　良 | 尼崎市歯科医師会理事 | 〇 |  |  |
| 専門委員 |  | 守　部　　美枝子 | 尼崎市心身障害児（者）父母連合会副会長 | 〇 |  |  |
| 専門委員 |  | 吉　田　　和　久 | 尼崎市医師会理事 | 〇 |  |  |
| 特別委員 |  | 吉　元　　敦　憲 | 尼崎市難病団体連絡協議会代表幹事 |  |  | 〇 |

※ 氏名欄の「●」は会長、「○」は副会長、所属部会欄の「◎」は部会長

※ 区分欄

　 委　　員：障害者福祉等専門分科会を担当する社会保障審議会委員

　 専門委員：尼崎市社会保障審議会規則第５条第３項の規定による委員

　 特別委員：尼崎市社会保障審議会規則第９条第３項の規定による委員

## **（参考）障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス内容の説明**

|  |  |
| --- | --- |
| **介護給付** | **訪問系サービス** |
| 居宅介護 | 自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者や常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。 |
| 行動援護 | 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、必要な介助や外出時の移動の補助等をします。 |
| 同行援護 | 視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報の提供を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。 |
| **日中活動系サービス** |
| 生活介護 | 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。 |
| 療養介護 | 医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。 |
| **短期入所サービス** |
| 短期入所 | 家で介護を行う方が病気等の場合、施設等へ短期間入所します。 |
| **居住系サービス** |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。 |
| **訓練等給付** | **日中活動系サービス** |
| 自立訓練（機能・生活訓練） | 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。 |
| 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） | 一般の事業所で働くことが困難な方に、就労機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。 |
| 就労定着支援 | 一般の事業所に新たに雇用された方に、就労の継続を図るために必要な連絡調整や雇用に伴い生じる生活上の問題への相談・助言等を行います。 |
| **居住系サービス** |
| 共同生活援助（グループホーム） | 地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談や日常生活上の援助をします。 |
| 自立生活援助 | 施設やグループホームから居宅での自立生活を営む方に、定期的な巡回訪問や通報の受付により、生活上の問題への相談・助言等を行います。 |
| **障害児通所支援** | 児童発達支援 | 原則、未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 上肢、下肢または体幹機能の障害のある子どもに理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援・治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学している障害のある子どもに、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所、小学校等に通う障害のある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 通所によるサービスを受けるため外出することが著しく困難な重度の障害のある子どもに、居宅を訪問して、基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のための訓練等を行います。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **相談支援** | 基本相談支援 | 地域で生活する障害のある人の福祉に関する各般の問題について、本人やその介護者等からの相談に応じます。 |
| 地域相談支援 | 入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、地域における生活に移行するための支援（地域移行支援）、居宅にて単身等で生活する障害のある人に対し、緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を行います。 |
| 計画相談支援障害児相談支援 | 障害のある人の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等の利用計画の作成を行います。 |
| **地域生活支援事業（必須）** | 理解促進研修・啓発事業 | 障害のある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。 |
| 自発的活動支援事業 | 障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会やボランティア等の活動に対する支援を行います。 |
| 相談支援事業 | 障害のある人やその保護者、介護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」等に必要な専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行います。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 知的、精神に障害のある人が成年後見を受けるにあたり申立をするものがいない場合、市長が法定後見の開始審判の申立を行います。また、成年後見等を受ける方に資産等がなく、この制度を利用するための経費を負担できない場合、市が経費を助成します。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害のある人等に対して、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者など）を養成・派遣します。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障害のある人等との交流活動の推進や広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修します。 |
| 日常生活用具給付等事業 | 障害のある人等に対して、自立した日常生活を支援する用具の給付または貸出を行います。 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。 |
| 地域活動支援センター事業 | 障害のある人に、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図るため、地域活動支援センターの運営等に対して支援を行います。 |
| **地域生活支援事業（任意）** | 福祉ホーム事業 | 地域で自立した日常生活等を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人が、低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 身体に障害のある人の地域での生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持等を図ります。 |
| 日中一時支援事業 | 障害のある人の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。 |
| 地域移行のための安心生活支援事業 | 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊等を提供するための居室の確保やサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置など、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。 |
| 自動車運転免許取得・改造費助成事業 | 身体に障害のある人に対し、自動車運転免許取得・自動車改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等を促進します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **地域生活支援促進事業** | 障害者虐待防止対策支援事業 | 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害のある人の福祉や医療等の関係機関をはじめ、関係団体や地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。 |
| 医療的ケア児等総合支援事業 | 地域において医療的ケア児の支援に携わる各分野（医療・保健・福祉・教育・子育てなど）の関係者等から構成される「協議の場」の設置や、必要なサービスを総合的に調整するコーディネーターを配置するなどし、医療的ケア児等の支援体制の整備を進めます。 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 | 地域において精神障害のある人の支援に携わる各分野（保健・医療・福祉など）の関係者等から構成される「協議の場」の設置や、精神障害のある人の家族支援、ピアサポートの活用、地域移行・地域定着関係職員に対する研修、その他支援に係る事業を実施するなどし、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めます。 |

|  |
| --- |
| 尼崎市 障害者計画・障害福祉計画【施策推進編】令和３（2021）年３月　発行 |
| 尼崎市 健康福祉局 障害福祉担当（部） 障害福祉政策担当〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町１丁目23番１号TEL 06-6489-6577 　FAX 06-6489-6351 |